

(証券コード 2215)
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都小平市小川東町三丁目6番1号
第一屋製パン株式会社
代表取締役社長 細 貝 正 統

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.daiichipan.co.jp/company/ir.html>

(「会社情報」「IR情報/IRライブラリー」「株主総会招集通知 [PDF版]」からご覧ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「第一屋製パン」又は証券コード「2215」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、「2025年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」、「2025年定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)」をご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁から4頁に記載のとおり、書面又はインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日(木曜日)午後6時まで議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
当社小平工場会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

- 報告事項**
- 1.第83期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第83期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。
- ◎ 下記の事項は、電子提供措置事項として当社ウェブサイトに掲載しているため、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
②連結株主資本等変動計算書 ③連結注記表
④株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<株主総会当日の当社の対応について>

- ◎ 株主総会終了後の株主懇談会の開催は中止します。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichipan.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご承知おき願います。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権をご行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年3月27日(木曜日) 午後6時必着



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2025年3月27日(木曜日) 午後6時まで

※ QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年3月28日(金曜日) 午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年3月27日(木曜日)
午後6時まで

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード [こちら](#)

入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

<その他のご案内>

- 結果ご通知等の電子配信ご利用のお届出の状況を確認してください。
- 結果ご通知の電子配信を行っている銘柄を7桁のコードで、事前に登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信

「次へすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されている(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)。

議決権行使コード:

入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 9:00 ~ 21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	ほそ かい まさ のり 細 貝 正 統 (1975年5月2日生)	1998年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年10月 当社 入社 2007年1月 当社管理本部 部長付兼経営改善プロジェクトリーダー 2007年3月 当社執行役員経営改善プロジェクトリーダー 2007年12月 当社執行役員経営企画室 室長兼経営改善プロジェクトリーダー 2009年3月 当社取締役経営企画室 室長兼経営改善プロジェクトリーダー 2010年3月 当社常務取締役管理本部 本部長 2011年1月 当社常務取締役営業本部 本部長 2011年3月 株式会社ベーカリープチ代表取締役専務 2013年1月 当社常務取締役コーポレート本部 本部長兼経理部 部長 2013年12月 スリースター製菓株式会社取締役 2014年1月 同社代表取締役社長 2015年1月 当社常務取締役社長特命事項担当 2018年7月 MF資産管理合同会社代表社員 現在に至る 2019年1月 当社代表取締役社長 現在に至る 2023年1月 スリースター製菓株式会社代表取締役会長 現在に至る 2023年2月 株式会社ベーカリープチ代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) スリースター製菓株式会社代表取締役会長 株式会社ベーカリープチ代表取締役社長 MF資産管理合同会社代表社員	37,454株
【取締役候補者とした理由】 当社及び子会社であるスリースター製菓株式会社及び株式会社ベーカリープチの代表取締役を務めるなど、当グループの経営の中核を担っており、その貢献度は高く、経営者としての経験及び実績は、更なる当社の企業価値向上に役立つものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	黒 土 尚 紀 (1968年11月23日生) 新任	1992年 4 月 野崎産業株式会社 (現JFE商事株式会社) 入社 2009年 4 月 豊田通商株式会社 入社 2012年 4 月 同社食糧部糖質グループリーダー 2012年 8 月 Toyota Tsusho U.K. Ltd. 2016年 4 月 豊田通商株式会社穀物第一部糖質原料グル ープリーダー 2019年 4 月 同社食品部食品原料グループリーダー 2020年 4 月 同社食品事業部食品原料グループリーダー 2021年 4 月 同社食品原料部食品素材グループリーダー 2021年 4 月 Toyota Tsusho Sugar Trading Limited Director 現在に至る 2023年 4 月 豊田通商株式会社食品原料部部付 2024年 4 月 同社フードマテリアル部部付 現在に至る (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社フードマテリアル部部付 Toyota Tsusho Sugar Trading Limited Director	一株
【取締役候補者とした理由】 長年食料事業に携わってきた豊富な経験及び専門的な知識に加え、国際的な視点を有しており、こ れらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判 断し、新たに取締役候補者となりました。			
3	佐 藤 康 一 (1972年11月2日生) 新任	1997年 4 月 当社 入社 2014年12月 当社商品本部商品開発部 副部長 2017年12月 当社商品本部商品開発部 部長 兼和洋菓子グループ グループリーダー 2019年12月 当社商品本部商品開発部 部長 兼新領域・研究開発部 副部長 2023年 1 月 当社執行役員商品開発部 部長 現在に至る	100株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり製造及び商品開発等の業務に携わってきた豊富な経験と見識を活かして、当社の経営 体制を更に強化できるものと判断し、新たに取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	みなみ 南 (1968年8月2日生) こう 浩 じ 二	1992年4月 豊田通商株式会社 入社 2000年4月 豊田通商マレーシア社 社長 2014年4月 豊田通商株式会社国内地域・顧客統括部 トヨタBU室長 2017年4月 同社ネクストモビリティ推進部長 2018年1月 CFAO社副社長 2018年4月 豊田通商株式会社執行役員アフリカ本部 COO 2019年4月 同社執行幹部アフリカ本部COO 2023年3月 当社取締役 現在に至る 2023年4月 豊田通商株式会社食料・生活産業本部 COO 2024年4月 豊田通商株式会社ライフスタイル本部 COO フード&アグリビジネスSBU 現在に至る (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBU	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 食料を含め様々な事業に携わってきた豊富な経験及び国際的な視点を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。 なお、南浩二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
5	は せ が わ ち づ る 長 谷 川 千 鶴 (1983年11月17日生)	2010年12月 司法修習終了(63期)・弁護士登録 2011年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 入所 2018年4月 同所(東京事務所) 2020年1月 同所パートナー弁護士 現在に至る 2024年3月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行していただくことにより、当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。 なお、長谷川千鶴氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	かい ぬま とし あき 貝 沼 利 晃 (1974年3月7日生)	<p>1998年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社</p> <p>2003年4月 Tomen America, Chicago（現Toyota Tsusho America, Inc.）マネージャー</p> <p>2014年4月 Toyota Tsusho Malaysia, Kuala Lumpur 副部長</p> <p>2016年4月 豊田通商株式会社穀物第一部穀物第一グループリーダー</p> <p>2022年4月 同社経営企画部戦略企画グループ部長職</p> <p>2024年3月 当社取締役 現在に至る</p> <p>2024年4月 豊田通商株式会社フードマテリアル部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社フードマテリアル部長</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>長年食料事業に携わってきた豊富な経験と国際的視野及び専門的な知識に加え、経営企画部門で培った戦略的な視点を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、貝沼利晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川千鶴氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人御堂筋法律事務所と当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。
3. 南浩二及び貝沼利晃の2氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者を務めております。
4. 南浩二、長谷川千鶴及び貝沼利晃の3氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、長谷川千鶴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、南浩二、長谷川千鶴及び貝沼利晃の3氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年4月に同内容での更新を予定しております。
8. 細貝正統氏が所有する当社株式数には、第一屋製パングループ役員持株会の自己持分数を含んでおります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定員数を欠いた場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
谷垣 岳人 (1964年1月28日生)	1992年4月 弁護士登録・第二東京弁護士会入会 石井法律事務所入所 現在に至る 2000年6月 金融監督庁(現金融庁)検査局専門検査官 2016年6月 太陽生命保険株式会社監査役 2019年6月 株式会社富山第一銀行取締役 現在に至る 2024年6月 T&Dリース株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石井法律事務所パートナー弁護士 株式会社富山第一銀行取締役 T&Dリース株式会社監査役	一株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての専門的見地や豊富な経験を有し、経営の健全性確保への貢献を期待できると判断し、補欠社外監査役候補者としてしました。		

- (注) 1. 谷垣岳人氏がパートナーを務める石井法律事務所との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。
2. 谷垣岳人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、谷垣岳人氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 谷垣岳人氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。谷垣岳人氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年4月に同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化による人流増加やインバウンド消費の拡大に、雇用・所得環境の改善も下支えとなり、個人消費は緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、原材料や資材価格の高止まりや物流コスト高騰による物価上昇に加え、米国の今後の政策動向等の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

製パン業界におきましては、為替変動による輸入原材料や包装資材の高騰、エネルギーコスト・物流費等が上昇する中、物価の高騰が継続し、消費者の節約・低単価志向がより高まり、厳しい経営環境でありました。

このような環境下において、当社は「生まれ変わる（リボーン）」を全社基本方針として掲げ、オンリーワンの存在として認められる会社に生まれ変わることを目指して、よりお客様目線に立った商品開発をすることに注力し、マーケティング部門の強化、商品開発部門との連携を深めることで、市場環境の変化に柔軟に対応しながら、ロングセラー商品のリニューアル、季節に合わせた新商品や話題性のある人気企業とのコラボ商品を随時発売し、商品力の向上に努めてまいりました。

また、各種コストの上昇に対応するため、部門別損益管理の強化及び単品毎の原価管理精度を向上させ、原単位での削減可能コストを見極め、徹底したコスト削減に取り組みました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は27,183百万円と前年同期比741百万円の増収（同比2.8%増）、営業利益は、原材料価格の高騰や人件費が増加する状況下において、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）活動の継続による生産効率の向上、低採算製品の販売抑制・高採算製品の伸長、その他コスト削減に向けた取り組みの効果などにより604百万円の利益（前年同期比7百万円の増益）、経常利益は598百万円の利益（前年同期比18百万円の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益の計上などにより2,055百万円の利益（前年同期比1,580百万円の増益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

〈食品事業〉

既存の自社ブランド（NB）商品については、特に注力・強化したマーケティング部門が先導し、長年お客様よりご支持をいただいているロングセラー商品のリニューアルを実施したことなどにより、前年の売上を上回る伸長となりました。

また、例年取り組んでいる石川県金沢市にある企業とのコラボ商品も、前年の売上を大きく上回る実績となりました。

なお、当該コラボ商品につきましては、「令和6年能登半島地震」で被災された方々を応援し、一日も早い復興を支援したいという思いから、石川県を通じて売上の一部を義援金として寄付させていただきました。

ハンバーガーチェーンやコーヒーチェーン向けなどの業務用食材パンにつきましても、各チェーンの販促企画に合わせた商品提案を継続的に行うことで好調に推移し、前年を上回る実績となりました。

人気のテレビアニメキャラクター商品は、通常のラインアップに加えて、ノベルティシールのデザインが異なる企画商品やゲームキャンペーンの対象商品の発売が、カテゴリー全体を牽引しました。

以上の結果、売上高は、27,063百万円（前年同期比3.0%増）、セグメント営業利益は1,778百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

〈不動産事業〉

経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため、2024年5月に千葉県松戸市に保有しておりました賃貸不動産を売却しました。

また、横浜工場跡地にかかる一部賃料収入が2024年4月より計上されております。

以上の結果、売上高は120百万円（前年同期比25.3%減）、セグメント営業利益は81百万円（前年同期比17.2%減）となりました。

(2) 部門別売上の状況

部門別	売上高	構成比
食品事業	20,336 百万円	74.8 %
パン部門		
和洋菓子部門	4,372	16.1
その他	2,354	8.7
不動産事業	120	0.4
不動産部門		
合計	27,183	100.0

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は670百万円であり、その主なものは生産設備の更新であります。

重要な固定資産の売却、撤去、滅失

千葉県松戸市松飛台 賃貸不動産 売却

当社 金町工場 附属棟、独身寮・社宅 解体

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、千葉県松戸市に保有しておりました賃貸不動産売却等による収入4,641百万円などにより、短期借入金3,800百万円返済しております。

(5) 対処すべき課題

当グループでは、2025年度の基本方針を2024年度と同じく「生まれ変わる（リボーン）」とし、引き続き厳しい外部環境が見込まれる中、積極的な設備投資を加速させ、更なる成長を目指してまいります。

食品事業につきましては、マーケティング部門と商品開発部門が一体となり、お客様の視点に立った商品開発を進めて売上増大を目指してまいります。具体的には、主力であるロングセラー商品のリニューアルを加速させ、販促企画も同時に行うことで、より強固なブランドへの育成に取り組んでまいります。

また、当社の強みであるキャラクター商品についても、お客様目線に立った商品開発、販促企画を実施することで、店頭売場での活性化を図るほか、新しい販路への拡大にも取り組んでまいります。

併せて、生産部門では、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）の継続と積極的な設備投資による生産性の向上に取り組んでまいります。加えて、食品ロス削減を目的に消費期限の延長に取り組んでまいります。

更に、懸念される物流費の上昇に対しましては、配送コースの再編、遠方のエリアについては共同配送を推進し、経費の抑制と効率化を図ってまいります。

不動産事業につきましては、2024年5月に松戸の賃貸不動産を売却しました。当該不動産の賃貸収入は減少したものの、2022年12月末をもって閉鎖した横浜工場跡地の一部賃料が2024年4月より計上されており、2025年中に賃料が満額になる予定であります。これにより、厳しい経営環境の中でも耐えられる収益基盤の構築、企業の安定性の確保に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第81期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第82期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第83期(当連結会計年度) (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売 上 高 (百 万 円)	23,864	24,552	26,442	27,183
親会社株主に帰属する当期純利益 (百 万 円)	△739	△1,145	474	2,055
1 株当たり当期純利益 (円)	△106.83	△165.50	68.51	296.82
総 資 産 (百 万 円)	18,009	17,076	17,730	15,781
純 資 産 (百 万 円)	7,485	5,841	6,211	8,054

- (注) 1. △は損失を示しております。
 2. 第81期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日)等を適用しており、第81期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
 3. 第82期より、不動産事業に係る収益及び費用等の処理方法に関する会計方針の変更を行っており、第81期については、遡及処理後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 親会社との関係
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
スリースター製菓株式会社	99百万円	100%	クッキー及び菓子類その他食品の製造並びに販売
株式会社ベーカリープチ	80百万円	100% (18.75%)	パン、菓子類の製造並びに販売
株式会社ファースト・ロジスティックス	50百万円	100%	貨物自動車運送並びに自動車運送取扱

- (注) 1. () は間接所有の内数です。
 2. 株式会社ベーカリープチは、2022年12月31日をもって事業活動を停止しております。

(8) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業	事業内容	
食品事業	パン部門	各種食パン・菓子パン等
	和洋菓子部門	各種和菓子・ケーキ・蒸しパン等
	その他	各種クッキー・菓子類・貨物自動車運送・自動車運送等
不動産事業	不動産部門	保有不動産の管理及び賃貸

(9) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工場 高崎工場（群馬県） 金町工場（埼玉県） 大阪空港工場（大阪府）
小平工場（東京都）
- ・営業所 新潟営業所（新潟県） 長野営業所（長野県） 岡山営業所（岡山県）
名古屋営業所（愛知県） 横浜営業所（神奈川県）

② 子会社

スリースター製菓株式会社

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工場 高崎工場（群馬県）

株式会社ベーカリープチ

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号

株式会社ファースト・ロジスティックス

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・営業所 小平営業所（東京都） 金町営業所（埼玉県） 横浜営業所（神奈川県）
高崎営業所（群馬県） 大阪営業所（大阪府）

(10) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前期末比
868名	3名増

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,200,000株
(2) 発行済株式の総数 6,923,411株 (自己株式6,489株を除く。)
(3) 株主数 7,349名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	2,314千株	33.43%
平 松 裕 将	346	5.00
MF 資 産 管 理 合 同 会 社	300	4.33
細 貝 理 栄	294	4.26
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	237	3.44
昭 和 産 業 株 式 会 社	145	2.10
株 式 会 社 ニ ッ プ ン	142	2.05
東 京 短 資 株 式 会 社	117	1.70
株 式 会 社 S B I 証 券	82	1.19
横 井 研 介	65	0.94

(注) 持株比率は、自己株式(6,489株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 貝 正 統	スリースター製菓株式会社代表取締役会長 株式会社ベーカーリープチ代表取締役社長 MF資産管理合同会社代表社員
取締役副社長	小 山 一 郎	スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役
取締役	米 田 歩	スリースター製菓株式会社代表取締役社長
取締役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取締役	南 浩 二	豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBU
取締役	長谷川 千 鶴	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
取締役	貝 沼 利 晃	豊田通商株式会社フードマテリアル部長
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役
監査役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役CFO クレードル食品株式会社監査役 株式会社ベジ・ドリーム栗原監査役
監査役	小 室 英 夫	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役

- (注) 1. 森拓也氏は、2024年3月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任し、同日付をもって貝沼利晃氏が森拓也氏の補欠として取締役に選任され、就任しました。
2. 取締役長谷川千鶴氏は、2024年3月28日開催の第82回定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。なお、その任期は、当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとしました。
3. 重要な兼職の異動状況について
- ・取締役南浩二氏は、2024年4月1日付で豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBUに就任しました。
 - ・取締役貝沼利晃氏は、2024年4月1日付で豊田通商株式会社フードマテリアル部長に就任しました。
 - ・監査役川村竜也氏は、2024年4月1日付で豊通食料株式会社取締役CFOに同年6月27日付で株式会社ベジ・ドリーム栗原監査役に就任しました。
4. 取締役結城義晴、南浩二、長谷川千鶴及び貝沼利晃の4氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役家城裕及び監査役川村竜也の2氏は、社外監査役であります。
6. 取締役結城義晴、取締役長谷川千鶴及び常勤監査役家城裕の3氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役川村竜也氏は、最高財務責任者（CFO）の任を含め、長年に亘る財務部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社が定款に基づき、社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当グループの取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや諮問機関である人事委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして有効であり、将来においてその導入を阻むものではないが、当面は基本報酬（金銭報酬）のみの運用とする。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、代表取締役社長が、諮問機関である人事委員会に原案を諮問し答申を得、取締役会に上程して決議を得るものとする。
なお、人事委員会は、人事委員会規則に基づき適切な審議を行う任意の委員会である。決議の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月30日に開催の第75回定時株主総会において、取締役の基本報酬の額は年額144百万円以内（うち、社外取締役年額24百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、監査役の基本報酬の額は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	31 (8)	31 (8)	—	—	4 (2)
監査役 (うち、社外監査役)	9 (6)	9 (6)	—	—	2 (1)

(注) 1. 社外監査役1名は子会社から2百万円の報酬を受けております。

2. 社内取締役1名、社外取締役3名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取 締 役	南 浩 二	豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBU
取 締 役	長谷川 千 鶴	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	貝 沼 利 晃	豊田通商株式会社フードマテリアル部長
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役
監 査 役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役CFO クレードル食品株式会社監査役 株式会社ベジ・ドリーム栗原監査役

- (注) 1. 取締役南浩二及び貝沼利晃の2氏の兼職先である豊田通商株式会社は、当社との間に原材料の売買に係る取引関係があります。また、同社は、当社株式2,341千株（議決権比率33.43%）を有する大株主であります。
2. 長谷川千鶴氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人御堂筋法律事務所と当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。
3. 常勤監査役家城裕氏の兼職先であるスリースター製菓株式会社及び株式会社ファースト・ロジスティックスは、当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
取 締 役	結 城 義 晴	取締役会：14回中13回出席	企業の経営及び流通業界全般にわたる豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営体制の強化を図っております。
取 締 役	南 浩 二	取締役会：14回中11回出席	食料を含め様々な事業に携わってきた豊富な経験と専門的な知識に加え、国際的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
取 締 役	長谷川 千 鶴	取締役会：全10回に出席	弁護士としての専門的見地から、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、透明性の向上を図っております。
取 締 役	貝 沼 利 晃	取締役会：全10回に出席	食料事業に携わってきた豊富な経験や専門的な知識に加え、経営企画部門で培った戦略的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
常勤監査役	家 城 裕	取締役会：全14回に出席 監査役会：全6回に出席	常勤監査役として、監査役会議長を務めており、取締役会及び社内的重要な会議への出席、工場等の往査などを行っております。また、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視し、監査体制の強化を図っております。
監 査 役	川 村 竜 也	取締役会：全14回に出席 監査役会：全6回に出席	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と最高財務責任者（CFO）の任などの豊富な経験を活かして経営を監視し、監査体制の強化を図っております。

(注) 取締役長谷川千鶴及び取締役貝沼利晃の2氏につきましては、2024年3月28日就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

晴磐監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、算出根拠や算出内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は取締役会の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,131	流 動 負 債	4,455
現金及び預金	3,956	支払手形及び買掛金	1,826
受取手形及び売掛金	3,493	1年内償還予定の社債	14
商品及び製品	101	リース債務	18
仕掛品	21	未払消費税等	87
原材料及び貯蔵品	403	未払費用	1,244
未収入金	62	未払法人税等	594
その他	91	賞与引当金	60
固 定 資 産	7,650	事業構造改善引当金	46
有 形 固 定 資 産	7,336	その他	562
建物及び構築物	1,828	固 定 負 債	3,272
機械装置及び運搬具	2,663	リース債務	0
工具器具及び備品	135	退職給付に係る負債	2,381
土地	2,471	長期割賦未払金	113
リース資産	85	長期預り金	603
建設仮勘定	152	資産除去債務	90
無 形 固 定 資 産	53	その他	82
借地権	16	負 債 合 計	7,727
ソフトウェア	23	(純資産の部)	
電話加入権	12	株 主 資 本	8,205
その他	0	資本金	3,305
投資その他の資産	260	資本剰余金	3,658
投資有価証券	16	利益剰余金	1,251
繰延税金資産	186	自己株式	△9
その他	58	その他の包括利益累計額	△151
資 産 合 計	15,781	退職給付に係る調整累計額	△151
		純 資 産 合 計	8,054
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,781

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,183
売上原価		19,726
売上総利益		7,456
販売費及び一般管理費		6,851
営業利益		604
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8	
受取手数料	9	
助成金収入	9	
その他の	29	57
営業外費用		
支払利息	26	
固定資産処分損	29	
その他の	8	63
経常利益		598
特別利益		
固定資産売却益	1,366	1,366
特別損失		
解体撤去費用	141	141
税金等調整前当期純利益		1,823
法人税、住民税及び事業税	506	
法人税等調整額	△737	△231
当期純利益		2,055
親会社株主に帰属する当期純利益		2,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,777	流 動 負 債	4,331
現金及び預金	3,466	買掛金	1,896
売掛金	3,371	リース債務	17
商品及び製品	108	未払金	224
仕掛品	1	未払消費税等	40
原材料及び貯蔵品	355	未払費用	1,211
前渡金	45	未払法人税等	551
前払費用	38	預り金	174
未収入金	87	賞与引当金	47
関係会社短期貸付金	300	事業構造改善引当金	46
その他	1	その他	121
固 定 資 産	7,321	固 定 負 債	2,972
有 形 固 定 資 産	6,755	リース債務	0
建物	1,453	退職給付引当金	2,081
構築物	109	長期割賦未払金	113
機械及び装置	2,358	長期預り金	603
車両運搬具	8	資産除去債務	90
工具器具及び備品	121	その他	82
土地	2,471		
リース資産	84	負 債 合 計	7,304
建設仮勘定	148	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	52	株 主 資 本	7,794
借地権	16	資本金	3,305
ソフトウェア	23	資本剰余金	3,659
電話加入権	12	資本準備金	3,659
その他	0	利益剰余金	839
投資その他の資産	514	利益準備金	600
投資有価証券	16	その他利益剰余金	238
関係会社株式	288	繰越利益剰余金	238
長期前払費用	14	自己株式	△9
繰延税金資産	150	純 資 産 合 計	7,794
その他	43	負債及び純資産合計	15,098
資 産 合 計	15,098		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,220
売上原価		18,276
売上総利益		6,943
販売費及び一般管理費		6,666
営業利益		277
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10	
賃貸収入	82	
受取手数料	81	
雑収入	21	195
営業外費用		
支払利息	24	
賃貸費用	8	
固定資産処分損失	28	
雑損	5	67
経常利益		405
特別利益		
固定資産売却益	1,366	1,366
特別損失		
解体撤去費用	141	141
税引前当期純利益		1,631
法人税、住民税及び事業税	446	
法人税等調整額	△726	△280
当期純利益		1,911

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 野 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 成 田 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 野 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 成 田 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

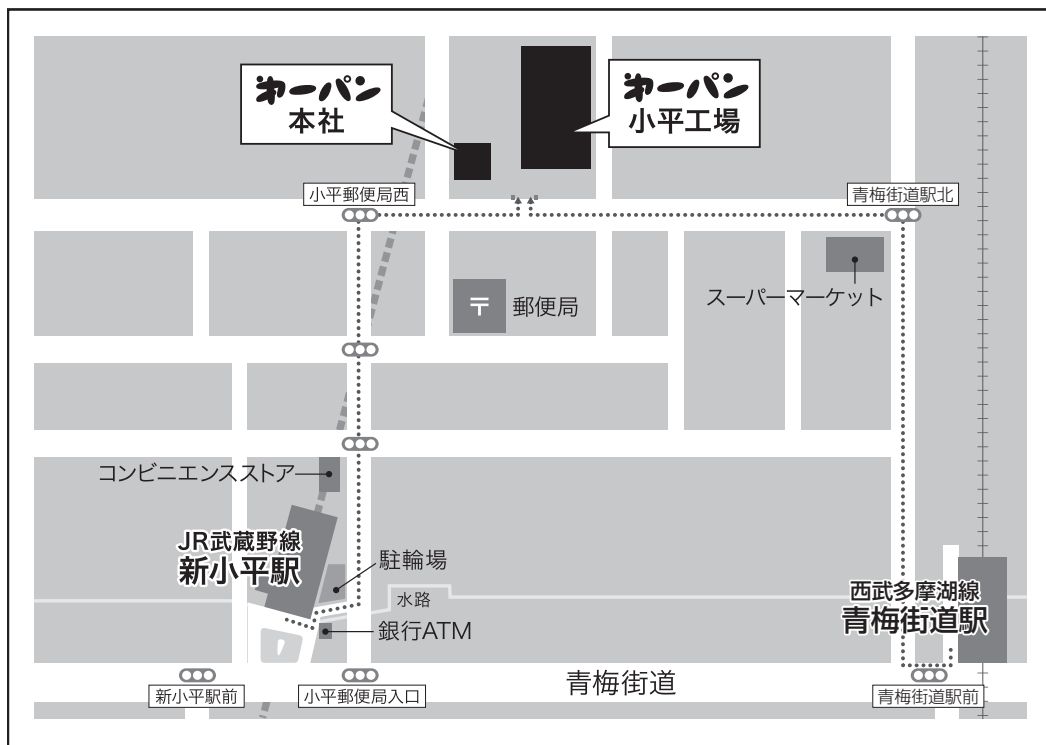
第一屋製パン株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 家 城 裕 也 ㊞
社外監査役 川 村 竜 也 ㊞
監 査 役 小 室 英 夫 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 当社小平工場会議室

〒187-8611 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
電話 (042) 348-0211 (代表)



(JR武蔵野線〔新小平駅〕 徒歩約7分)
(西武多摩湖線〔青梅街道駅〕 徒歩約10分)

(注) 会場の駐車場スペースが限られておりますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。